

京都市告示第 348 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年1月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------------|----------------------------------|------------|
| 河合敬一皮膚科医院 | 右京区西院高田町24番地 パデ シオン西院1F2号 | 平成19年1月1日 |
| (医)桜花会 桜花会 クリニック | 伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオダイゴロー西館2F | 平成19年1月1日 |
| コマツ眼科医院 | 伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオダイゴロー西館1F | 平成18年12月1日 |
| よしかわ歯科医院 | 左京区田中里ノ前町39番地 | 平成18年11月1日 |
| 加茂川ゆう薬局 | 北区紫竹下ノ岸町21番地の1 メゾンエスポワールハツダ1階 | 平成18年12月1日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)